

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診等を実施し、各種事業対象者管理と案内、無料券等の交付、健(検)診結果管理、報告資料作成等の事務を行っている。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:対象者の確認、無料券の発行、利用履歴の記録、予約・受付事業勧奨・案内通知等の作成・発送、集計、委託料支払い、補助金・交付金支払い、関係機関への照会・報告
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供・照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二102の2の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健やか部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 電話072-892-0121(代表) 交野市 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話072-893-2111 交野市 健やか部 健康増進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	利用者IDごとのアクセス権限を設定し、業務上必要な職員のみ限定しているため。また、ログ取得により不正なアクセス権限を確認できる体制を整備しているため。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、 “対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための 措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康増進課長 寺島 祐理子	課長	事後	
令和1年6月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月6日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	なし	情報提供・照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二102の2の項、	事前	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事前	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事前	
令和4年3月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	提供・移転しない	十分である	事前	
令和4年3月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	接続しない	十分である	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	事前	
令和7年12月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	令和7年12月24日時点	事前	
令和7年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	なし	令和7年12月24日時点	事前	
令和7年12月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業項目の追加	事前	
令和7年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	なし	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる作業の項	事前	